

川口市インターンシップ支援補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 川口市インターンシップ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、就業体験を通じて求職者の職業選択能力及び就業意識の向上並びに事業者の人材の確保を図るため、インターンシップの実施を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 事業者 事業所、事務所又は営業所等（以下「事業所等」という。）を有する個人及び法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業を行う者をいう。
- (2) インターンシップ 事業所等において行う就業体験をいう。
- (3) 実習生 インターンシップに参加する者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に掲げる条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所等があること。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがある者
 - (2) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団員等その他反社会的な団体と密接な関係を有すると認められる者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
 - (4) 政治資金規正法（昭和23年法律第194条）第3条に規定する政治団体に該当する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第5条 この補助金の交付の対象となる事業は、事業者が実施するインターンシップのうち、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 市内の事業所等で実施するものであること。
- (2) 実習生1人につき、実施期間が2日以上であること。
- (3) 事業者と実習生が雇用関係にないこと。

(4) 実習生が代表者の三親等以内の親族でないこと。

2 補助対象事業を実施できる期間は、当該年度の2月末日までとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額等は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請兼請求)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、事業実施後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 川口市インターンシップ支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 市税の納税証明書（市税の納付状況の確認に同意する場合は省略可）

(3) インターンシップ実績報告書（様式第2号）

(4) インターンシップの実施を証するもの（写真等）

(5) 補助対象経費のうち申請者が負担した金額がわかるもの

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金の申請は、1の年度において、事業者1者につき1回を限度とする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合は、書面による審査を行い、補助金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の決定に基づき、交付の場合は交付決定通知書（様式第3号）により、不交付の場合は不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

4 市長は、必要があると認めたときは、交付決定に関し条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の交付決定をしたときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に交付した補助金があるときは、申請者に対し、当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

補助金の交付対象経費	<p>事業者が実施するインターンシップにおいて、実習生を受け入れるために必要な、事業者が負担する経費で、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通費（実習生の住所又は居所とインターンシップを行う事業所等を往復するための経費） 2 保険料（インターンシップ実施期間において、実習生を対象として加入した保険に要する経費） 3 報酬（実習生に支払った賃金相当額） 4 事業経費（インターンシップの受入れに必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、技術指導等に要する原材料費、工具器具等の購入、保守・修繕に要する経費） 5 その他市長が必要と認める経費
補助率	3分の2（100円未満切り捨て）
補助限度額	<p>受入れ企業1者につき4万5千円 ただし、実習生1人につき1万5千円を上限とする。</p>
その他	補助対象事業を実施できる期間は、当該年度の2月末日までとする。